

令和3年度

建設業法等研修会資料



和歌山県 県土整備部

県土整備政策局 技術調査課

目次

建設業法等の改正について	01 ページ
監督処分について	18 ページ
経営事項審査について	41 ページ
建設工事入札参加資格審査について	56 ページ

お知らせ

令和3年度建設業法等研修会の、CPD及びCPDSの学習履歴申請は主催者（和歌山県技術調査課）が行います。個人による学習履歴申請は必要ありませんので、ご留意ください。

建設業法等の改正について

和歌山県 技術調査課 建設業班

○経營業務の管理体制の確認方法について（法人役員の場合）

建設業法

（許可の基準）

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

建設業法施行規則

（法第七条第一号の基準）

第七条 法第七条第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
 - (2) 建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者
 - (3) 建設業に関し六年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者
- 一 以下省略 一

- (1) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
過去5年間以上法人の役員、支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位
にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する人

確認方法 改正

【現行】

- ・ 当時の商業登記簿謄本
- ・ 役員等であった時の法人の「建設業許可申請書副本」及び「建設業許可通知書」(5年分)
- ・ 申請時の常勤確認書類(5年分)
(次の1、2のいずれかの書類で確認)
 - 1 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(もしくは健康保険被保険者証(写)あるいは健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書)
 - 2 雇用保険被保険者資格喪失届(その者がこれに加入できない場合は、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書)
- ・ **該当期間の常勤確認書類(5年分)**
(次の1~5のいずれかの書類で確認)
 - 1 健康保険被保険者証(写)
 - 2 厚生年金加入期間証明書又は被保険者記録照会回答票

【改正後】

- ・ 当時の商業登記簿謄本
- ・ 役員等であった時の法人の「建設業許可申請書副本」及び「建設業許可通知書」(5年分)
- ・ 申請時の常勤確認書類(5年分)
(次の1、2のいずれかの書類で確認)
 - 1 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(もしくは健康保険被保険者証(写)あるいは健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書)
 - 2 雇用保険被保険者資格喪失届(その者がこれに加入できない場合は、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書)
- ・ **該当期間に経營業務に携わっていたことが確認できる書類(5年分)**
(次の1~7のいずれかの書類で確認)
 - 1 健康保険被保険者証(写)
 - 2 厚生年金加入期間証明書又は被保険者記録照会回答票

3 住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写）
その期間分

4 確定申告書控（該当期間分）

5 その、他常勤が確認できるもの

3 住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写）
その期間分

4 確定申告書控（該当期間分）

5 その他、常勤が確認できるもの

6 取締役会の議事録

7 建設業にかかる稟議書

【ポイント】

これまで、法人役員の経營業務の管理責任者としての経験に「常勤」を求めていたが、今後は常勤、非常勤に限らず継続的に経營業務に携わっていた期間を経験に含めることとする。

【今後の取扱い】

経験期間の常勤性にとらわれず、その期間に建設業の経營業務に携わっていたことを証明する書類（取締役会議事録や稟議書等）で資格要件を確認できることとする。

令和4年1月から実施予定

建設業許可申請等の手続の取扱いについて

「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第98号)」により、建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、本県の各振興局建設部（海南工事事務所）を提出先とする建設業許可申請等の手続の取扱いについては次のとおりとします。

1 取扱いの内容について

①建設業法施行規則の別記様式について、押印は不要です。

なお、押印がある様式又は押印欄がある従前の様式での申請であっても、受け付けます。

②行政書士等に代理申請などを委任する際に作成される委任状については、委任者の押印がない場合も受け付けます。

③行政書士が作成する申請書等には、記名及び職印の押印は必要です。（※行政書士法施行規則第9条第2項の規定による。）

④実務経験証明書や経營業務の管理責任者に準じる地位の証明書への押印及び印鑑証明書の写しの提出は不要です。

⑤県様式第5号（相続に対する同意書）以外の建設業許可申請等における県様式については、押印は不要です。

2 本人確認を行う手続について

なりすましによる届出等を防止するため、次の手続については本人確認を行います。

窓口で書類を提出する方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、行政書士証票等）を必ず提示してください。

その際、本人確認書類のコピーをとらせていただきます。

郵送で書類を提出する場合は、本人確認書類の写しを同封してください。

ただし、申請者の押印がある場合、本人確認は行いません。

本人確認を行う手続

- ・ 廃業届
- ・ 従たる営業所の廃止
- ・ 建設業許可証明願
- ・ 建設業の許可申請の取下げ願

解体工事業の専任技術者要件の経過措置終了について

建設業法の改正（平成28年6月1日施行）により、建設業許可に係る業種区分に解体工事業が新設され、解体工事業は、従来、とび・土工工事業に含まれていた工作物解体工事を独立させた業種となりました。

専任技術者については、平成28年6月1日時点で現にとび・土工工事業の専任技術者の要件を満たしている方は、令和3年6月30日までの間は、解体工事業の専任技術者とみなされる経過措置がありました。

令和3年7月1日以降、解体工事業の専任技術者は満たすべき資格要件は次のとおりとなっております。

○令和3年（2021年）7月1日以降、解体工事業の専任技術者が満たすべき資格要件

資格	条件	コード
1級土木施工管理技士【平成28年4月以降の合格者】		13
2級土木施工管理技士（土木）【平成28年4月以降の合格者】		14
1級建築施工管理技士【平成28年4月以降の合格者】		20
2級建築施工管理技士（建築）【平成28年4月以降の合格者】		21
2級建築施工管理技士（躯体）【平成28年4月以降の合格者】		22
技術士（建設・総合技術監理（建設））【平成28年4月以降の合格者】		41
技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」））【平成28年4月以降の合格者】		42
1級とび・とび工技能士		57
2級とび・とび工技能士（解体工事の実務経験3年以上（※））		57
登録解体工事試験の合格者		60

1級土木施工管理技士【平成28年3月以前の合格者】	次のいずれかが必要 ・資格取得後の解体工 事の実務経験1年以 上 ・登録解体工事講習の 受講	13
2級土木施工管理技士（土木）【平成28年3月以前の合格者】		14
1級建築施工管理技士【平成28年3月以前の合格者】		20
2級建築施工管理技士（躯体）【平成28年3月以前の合格者】		22
技術士（建設・総合技術監理（建設））【平成28年3月以前の合格者】		41
技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」））【平成28年3月以前の合格者】		42

※ここで言う解体工事業とは、建設業許可が必要となる工事1件の請負代金の額が500万円以上の解体工事を言います。

なお、500万円未満の工事（軽微な工事）のみを請け負う場合には、建設リサイクル法の「登録」が必要となります。

施工体制台帳の作成等について

令和2年10月1日から施行された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第30号）、「建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）」等により、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について、「監理技術者を補佐する者についての氏名及び保有資格」、「当該建設工事の従事者に関する事項（氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等）」を追加することとなり、施工体系図の記載事項については、それぞれの下請負人に関する「代表者の氏名、特定専門工事の該当の有無、当該下請負人が受けた建設業の許可の番号、受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別」を追加することとなっております。

※【参考】下記の国交省ホームページに施工体制台帳・施工体系図等作成例などが掲載されていますので、ご参照願います。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html

施工体制台帳（作成例）

年 月 日

[会社名・事業者ID] _____

[事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者及び住所			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日
	至 年 月 日		

契約所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
	下請契約						

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
--------	--	----------------	--

主任技術者名 専任 非専任		資格内容	
---------------------	--	------	--

監理技術者補佐名		資格内容	
----------	--	------	--

専任技術者名		専任技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日
	至 年 月 日		

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名 専任 非専任		雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

年 月 日

再下請負通知書（作成例）

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称・ 事業者ID	
----------------	--

会社名・
事業者ID _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称及び 工事内容			
工 期	自 _____年 _____月 _____日	注文者との 契約日	_____年 _____月 _____日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 _____号	_____年 _____月 _____日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 _____号	_____年 _____月 _____日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事状況 (有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事 状況(有無)	有 無
----------------------------	-----	---------------------------	-----	---------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・事業者ID		代 表 者 名	
住 居 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 び 工 事 内 容			
工 期	自 _____年 _____月 _____日	契 約 日	_____年 _____月 _____日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 _____号	_____年 _____月 _____日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 _____号	_____年 _____月 _____日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		専 門 技 術 者 名	
		資 格 内 容	
		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事状況 (有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事 状況(有無)	有 無
----------------------------	-----	---------------------------	-----	---------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）
・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

作 業 員 名 簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID _____
所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID _____

元請 確認欄	
提出日	年 月 日
(次)会社名 ・事業者ID _____	

番号	ふりがな		職 種 ※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
	氏名	技能者ID		年 齢	年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日
				年 月 日	////					年 月 日
				歳	////					年 月 日
				年 月 日	////					年 月 日
				歳	////					年 月 日
				年 月 日	////					年 月 日
				歳	////					年 月 日
				年 月 日	////					年 月 日
				歳	////					年 月 日
				年 月 日	////					年 月 日
				歳	////					年 月 日
				年 月 日	////					年 月 日
				歳	////					年 月 日
				年 月 日	////					年 月 日
				歳	////					年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- …現場代理人 ⊕ …作業主任者(注)2.) ♀ …女性作業員 未 …18歳未満の作業員
- ① …主任技術者 職 …職 長 安 …安全衛生責任者 能 …能力向上教育 高 …危険有害業務・再発防止教育
- ② …外国人技能実習生 就 …外国人建設就労者 1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

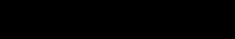
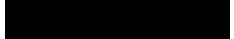

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基礎技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

建設業許可申請等で健康保険被保険者証等の写しを提出する際の留意事項について

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、被保険者記号・番号が個人単位化されたことに伴い、プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、保険者番号、被保険者等記号・番号の告知を要求することを制限する「告知要求制限」の規定が設けられました。ついては、建設業許可申請等で健康保険被保険者証等の写しを提出する場合（郵送する場合も含む）は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを行った上で提出していただきますようお願いいたします。（全ての健康保険証について、マスキングした写しを提出してください。）

<マスキング（黒塗り）の見本>

健康保険 被保険者証	本人（被保険者） 令和〇年〇月〇日交付 記号  番号 
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
性別	〇
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
事業者名称	〇〇株式会社
保険者番号	
保険者名称	〇〇〇〇
保険者所在地	〇〇県〇〇市〇〇

※被保険者標準報酬決定通知書等についても「被保険者整理番号」にマスキングをした上でご提出願います。

譲渡及び譲受の認可申請について

〈ご注意いただきたい事項〉

- ・相続以外の承継(事業譲渡、合併、分割)は、あらかじめ認可を受けておく必要があります。
承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。
 - ・承継の認可申請を予定している場合は、すみやかに県庁技術調査課建設業班まで事前にご相談ください。
 - ・事前相談なく承継の認可申請をされた場合、不備の補正等に時間がかかり、承継日までに認可ができないおそれがあります。
審査を円滑に進め、承継日までに認可を行うために、承継日の設定や認可の要件(営業所の専任技術者等の変更がある場合)をはじめとした申請内容を事前にご相談ください。
 - ・事前相談を終えた上で、承継日の30日前(土・日・祝を含まず)までに申請を完了させてください。
 - ・また、入札参加資格も承継される場合は、併せてご相談いただき、認可の申請と同時に入札参加資格の承継申請書類をご提出ください。
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/shinsa/index.html#syokei>)
- (事前相談)
- ・当分の間、県庁技術調査課まで事前相談書類を1部ご提出(PDFメールor郵送)ください。

※事前相談書類・・・本申請予定書類と同様のもの(コピー可)

〔県庁技術調査課HP(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kyoka/d00205321.html>)

に掲載の「建設業に係る許可申請又は認可申請の際の持参書類」を含む〕

申請日や承継日は空欄にし、「譲渡及び譲受に関する契約書」や「譲渡に関する株主総会又は社員総会の決議録」等は、「**案**」の提出をお願いします。

〔[技術調査課建設業班メールアドレス e0811004@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0811004@pref.wakayama.lg.jp)〕

・事前相談が全て完了した後は、すみやかに本申請をしてください。

その際には、改めて各振興局建設部(海南工事事務所)まで申請書を3部(正本1部、副本1部、申請者控え1部)ご提出ください。

問い合わせ窓口

譲受人、合併存続法人、 合併新設法人、分割承継法人の所在地	名称	電話番号
和歌山市	海草振興局建設部	TEL 073-488-1705
海南市 紀美野町	海草振興局建設部 海南工事事務所	TEL 073-483-4824
紀の川市 岩出市	那賀振興局建設部	TEL 0736-61-0028
橋本市 かつらぎ町 九度山町 高野町	伊都振興局建設部	TEL 0736-33-4937
有田市 湯浅町 広川町 有田川町	有田振興局建設部	TEL 0737-64-1267
御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町	日高振興局建設部	TEL 0738-24-2918
田辺市 白浜町 上富田町	西牟婁振興局建設部	TEL 0739-26-7960
すさみ町 古座川町 串本町	東牟婁振興局 串本建設部	TEL 0735-62-0755
新宮市 那智勝浦町 太地町 北山村	東牟婁振興局 新宮建設部	TEL 0735-21-9652

和歌山県 技術調査課：TEL 073-441-3069

(参考) 【承継の場合の有効期間の考え方】

(例) 令和3年12月22日に承継を行った場合

- ・承継の効力発生日＝許可の開始日は、令和2年12月22日で、この日から営業可能
- ・翌日の12月23日が許可の有効期間の起算日となるため、令和7年12月22日まで当該許可が有効
※起算日とは、有効期間の満了日を計算するために設定するものであるため、効力発生日(許可の開始日)とは別物
- ・起算日を翌日とするのは、民法における初日不算入の原則を踏まえ、建設業法第十七条の二第七項に規定されたもの

したがって、承継の場合、承継後の許可有効期間は、

【令和3年12月22日～令和8年12月22日】で、5年と1日となります。

○民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

(期間の起算)

第百三十九条 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

第百四十条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

○建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

(譲渡及び譲受け並びに合併及び分割)

第十七条の二 (略)

1～6 (略)

7 第一項から第三項までの規定により譲受人等が譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等(当該承継に係る建設業の許可及び当該譲受人等が受けている承継前に自ら受けたものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算するものとする。

監督処分について

建設業者が建設業法や他の関係法令等に違反した場合や不誠実な行為等を行った場合には、監督処分の対象となります。処分には、「指示処分」「営業停止処分」があります。

指示処分

「指示処分」とは、建設業者の法令違反や不適正な事実の是正のため、建設業者が具体的にとるべき措置を命ずる行政命令です。（建設業法第28条第1項）

営業停止処分

「営業停止処分」とは、建設業者に対し、1年以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずる行政命令です。営業停止処分は、建設業者の行為の内容等から判断して、指示処分では十分でない場合や建設業者が指示処分に従わない場合等に行われます。

（建設業法第28条第3項）

その他の処分等について

許可取消処分

「許可取消処分」とは、建設業者が有する建設業の許可を取り消すことをいいます。許可取消処分は、建設業者が許可要件を満たさなくなった場合や重大な不正行為を行った場合等に行われます。（建設業法第29条、第29条の2）

営業の禁止

建設業者に対して営業の停止を命ずる場合、その者が法人であるときはその役員等及び相当の責任を有する営業所長等、個人であるときはその者及び相当の責任を有する支配人（処分日の前60日以内において役員等、営業所長、支配人等であつた者を含む。）に対して、停止を命ずる範囲の営業について、停止を命ずる期間と同じ期間を定めて、新たに営業を開始すること及び停止を命ずる範囲の営業を目的とする法人の役員になることを禁止します。

（建設業法第29条の4第1項）

第29条第1項第7号又は第8号により許可を取り消す場合、建設業者が法人であるときはその役員等及び相当の責任を有する営業所長等、個人であるときは相当の責任を有する支配人に対して、取り消される建設業について、5年間、新たに営業を開始することを禁止します。（建設業法第29条の4第2項）

処分の公表について

監督処分等を行った場合、監督行政庁で「建設業者監督処分簿」を備え付け閲覧に供します。また、県報に登載したり、報道機関に情報提供したりすることがあります。

（建設業法第29条の5）

※平成27年4月1日より、「役員」の範囲が「役員等」に拡大され、これまでの取締役に加え、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等、法人に対し取締役と同等以上の支配力を有する者が含まれることになり、この「役員等」も上記処分の対象となり得ることになりました。

「(和歌山県における) 建設業者(等)の不正行為等に対する監督処分の基準」等の改正について

◇不正に資格等を取得した技術者を工事現場に配置した建設業者や、粗雑工事等により工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた建設業者に対する監督処分を強化

1. 背景

- 建設業法に基づく国家資格である技術検定において、複数の企業の社員が、所定の実務経験を充足せずに受検し、施工管理技士の資格を不正に取得。また、これらの社員を監理技術者等として配置していた事態が発生。この事態を踏まえ、昨年8月に「技術検定不正受検防止対策検討会」を設置し、同年11月に講ずべき防止対策について提言をとりまとめ、その中で監督処分の厳格化等について検討すべき旨が提言された。
- 近年、建設業者の粗雑工事に関する社会的に注目を集める事案が相次いでいることから、粗雑工事を行った建設業者への対応の厳格化が必要。
- また、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和2年法律第60号)(サブリース法)の一部規定が令和2年12月25日に施行されたことを受け、建設業者が同法に違反した際の監督処分の基準について、明確化が必要。

2. 改正の概要

(1) 監督処分の基準

(ア) 主任技術者等の不設置等に係る営業停止処分の強化

- 技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し、虚偽の実務経験の証明を行うこと

によって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30 日以上の営業停止処分とする。

(イ) 粗雑工事等による重大な瑕疵に係る営業停止処分の強化

- 施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、15 日以上の営業停止処分とする。
- ただし、低入札価格調査が行われた工事においては 30 日以上の営業停止処分とする。

(ウ) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（サブリース法）の施行に伴う改正

- 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は 7 日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合は 3 日以上の営業停止処分とする。
- 法第 3 3 条第 2 項に規定する指示処分を受けた場合に、建設業法に基づく 指示処分とする。
- 法第 3 4 条第 2 項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は 3 日以上の営業停止処分とする。

(2) 施行期日 令和 3 年 9 月 29 日（水）

※この基準は令和 3 年 9 月 29 日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

改正後（令和3年9月29日）	改正前（令和2年11月5日）
<p style="text-align: center;">和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分基準</p> <p>一 趣 旨</p> <p>この基準は、建設業者又は許可を受けないで建設業を営む者（以下「建設業者等」という。）による不正行為等について、和歌山県知事が監督処分を行う場合の基準を定めることにより、建設業者等の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。</p> <p>二 総 則</p> <p>1 監督処分の基本的考え方</p> <p>建設業者等の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>2 監督処分の対象</p> <p>（1）地域</p> <p>監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。</p> <p>（2）業種</p> <p>監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らか</p>	<p style="text-align: center;">和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分基準</p> <p>一 趣 旨</p> <p>この基準は、建設業者又は許可を受けないで建設業を営む者（以下「建設業者等」という。）による不正行為等について、和歌山県知事が監督処分を行う場合の基準を定めることにより、建設業者等の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。</p> <p>二 総 則</p> <p>1 監督処分の基本的考え方</p> <p>建設業者等の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>2 監督処分の対象</p> <p>（1）地域</p> <p>監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。</p> <p>（2）業種</p> <p>監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らか</p>

なときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

(3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

3 監督処分等の時期等

(1) 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。

(2) 贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社

なときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

(3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

3 監督処分等の時期等

(1) 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。

(2) 贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社

内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

(3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者等が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。

(4) 指示処分を行った場合においては、建設業者等が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。

なお、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げないものとする。

(1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。

(2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

① 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき

イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなど

内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

(3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者等が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。

(4) 指示処分を行った場合においては、建設業者等が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。

なお、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げないものとする。

(1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。

(2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

① 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき

イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなど

きは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。

ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。

② 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき

営業停止処分事由に該当する行為については上記二4（2）①又は下記三もしくは四の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。

③ 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが指示処分事由に当たるとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

(3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

① 建設業者等の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。

② 建設業者等の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該

きは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。

ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。

② 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき

営業停止処分事由に該当する行為については上記二4（2）①又は下記三もしくは四の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。

③ 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが指示処分事由に当たるとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

(3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

① 建設業者等の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。

② 建設業者等の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該

当するとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

5 不正行為等を重ねて行った場合の加重

(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合

営業停止処分を受けた建設業者等が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りではない。

(2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合

建設業者等が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

6 営業停止処分により停止を命じる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行

当するとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

5 不正行為等を重ねて行った場合の加重

(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合

営業停止処分を受けた建設業者等が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りではない。

(2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合

建設業者等が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

6 営業停止処分により停止を命じる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行

える行為の例は、別表のとおりとする。

7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に 建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらず承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

三 建設業者に対する監督処分の基準

1 基本的考え方

- (1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

- (2) (1) 以外の不正行為等あった場合

える行為の例は、別表のとおりとする。

7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に 建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらず承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

三 建設業者に対する監督処分の基準

1 基本的考え方

- (1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

- (2) (1) 以外の不正行為等あった場合

① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定、又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第19条の5、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合

建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

2 具体的基準

(1) 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼし

① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定、又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第19条の5、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合

建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

2 具体的基準

(1) 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼし

たと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。
それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるとき
においては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危
害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行
うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。
指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。
この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、その原因が建設資材に起因するものであると認められるとき
は、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売
等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占
禁止法違反）

- a 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはそ
の者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止
処分を行うこととする。
- b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた
ときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。
- c a又はb以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこと
とする。
- d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定が
あった場合（独占禁止法第7条の2第13項に基づく通知を受け
た場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととす
る。
- e a～dにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るもの
に限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満

たと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。
それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるとき
においては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危
害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行
うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。
指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。
この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、その原因が建設資材に起因するものであると認められるとき
は、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売
等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占
禁止法違反）

- a 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはそ
の者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止
処分を行うこととする。
- b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた
ときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。
- c a又はb以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこと
とする。
- d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定が
あった場合（独占禁止法第7条の2第13項に基づく通知を受け
た場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととす
る。
- e a～dにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るもの
に限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満

了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(3) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）
、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① 虚偽申請

i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（iiに規定される場合を除く）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた場合は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときは、45日以上の営業停止処分を行うこととする。

了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(3) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）
、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① 虚偽申請

i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（iiに規定される場合を除く）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた場合は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときは、45日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、15日以上営業停止処分を行うこととする。ただし、技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上営業停止処分を行うこととする。また、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第6項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、低入札価格調査が行われた工事である場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図を作成したときは、7日以上営業停止処分を行うこととする。

② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、15日以上営業停止処分を行うこととする。ただし、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第6項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図を作成したときは、7日以上営業停止処分を行うこととする。

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に 勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等、政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。

c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に 勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等、政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。

c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

iii 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

iv 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

③ 信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

iii 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

③ 信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以

上の営業停止処分を行うこととする。

- ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

- i 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

- ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

(5) 一括下請負等

- a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が建設業法第26条の3第8項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

上の営業停止処分を行うこととする。

- ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

- i 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

- ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

(5) 一括下請負等

- a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が建設業法第26条の3第8項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(6) 主任技術者等の変更（第28条第1項第5号）

主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

(7) 無許可業者等との下請契約

- a 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- c 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(8) 履行確保法違反

- a 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行う

(6) 主任技術者等の変更（第28条第1項第5号）

主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

(7) 無許可業者等との下請契約

- a 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- c 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(8) 履行確保法違反

- a 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行う

こととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。

- b 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

四 無許可業者に対する監督処分の基準

1 基本的な考え方

建設業法第28条第2項各号に該当する不正行為等があった場合当該不正行為が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは指示処分とする。

なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

2 具体的基準

(1) 公衆危害

許可を受けないで建設業を営む者（以下「無許可業者」という。）が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うように勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うことと

こととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。

- b 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

四 無許可業者に対する監督処分の基準

1 基本的な考え方

建設業法第28条第2項各号に該当する不正行為等があった場合当該不正行為が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは指示処分とする。

なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

2 具体的基準

(1) 公衆危害

許可を受けないで建設業を営む者（以下「無許可業者」という。）が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うように勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うことと

する。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(2) 請負契約に関する不誠実な行為

① 契約締結の過程に関する法令違反

i 刑法違反（詐欺罪）

a 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上営業停止処分を行うこととする。

c a又はb以外の場合は、60日以上営業停止処分を行うこととする。

ii 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上営業停止処分を行うこととする。

② 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反して工事を請け負った場合については、3日以上営業停止処分を行うこととする。

する。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(2) 請負契約に関する不誠実な行為

① 契約締結の過程に関する法令違反

i 刑法違反（詐欺罪）

a 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上営業停止処分を行うこととする。

c a又はb以外の場合は、60日以上営業停止処分を行うこととする。

ii 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上営業停止処分を行うこととする。

② 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反して工事を請け負った場合については、3日以上営業停止処分を行うこととする。

なお、同条第2項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負った場合については、各契約の請負代金の額の合計額をもって上記の判断額とする。

③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、3日以上営業停止処分を行うこととする。

五 その他

- ① 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合、又は無許可業者が建設業法第3条第1項の規定に違反して建設業を営んだ場合、営業停止処分に違反して建設業を営んだ場合等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合については、告発を持って臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。
- ② 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があったときから3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りではない。
- ③ 建設業法第29条の5の規定に基づき監督処分の公告等を行う他、建設業を営む者の処分の原因となった行為が悪質なものについては、必要に応じて公表するものとする。
- ④ この基準は、不正行為等を行った役職員が、法令違反の事実が確定するまでの間に辞任又は退職している場合にも適用する。

六 施行期日等

なお、同条第2項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負った場合については、各契約の請負代金の額の合計額をもって上記の判断額とする。

③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、3日以上営業停止処分を行うこととする。

五 その他

- ① 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合、又は無許可業者が建設業法第3条第1項の規定に違反して建設業を営んだ場合、営業停止処分に違反して建設業を営んだ場合等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合については、告発を持って臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。
- ② 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があったときから3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りではない。
- ③ 建設業法第29条の5の規定に基づき監督処分の公告等を行う他、建設業を営む者の処分の原因となった行為が悪質なものについては、必要に応じて公表するものとする。
- ④ この基準は、不正行為等を行った役職員が、法令違反の事実が確定するまでの間に辞任又は退職している場合にも適用する。

六 施行期日等

- ① この基準は平成21年4月1日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。
- ③ この基準は令和2年11月5日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為については、なお従前の例による。
- ④ この基準は令和3年9月29日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

- ① この基準は平成21年4月1日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。
- ③ この基準は令和2年11月5日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為については、なお従前の例による。

別表

一 営業停止期間中は行えない行為

- 1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約に基づく本契約の締結を含む。）
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く）
- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
- 4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあつては、当該地域内における前各号の行為
- 5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあつては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
- 6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあつては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為

二 営業停止期間中でも行える行為

- 1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
- 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
- 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
- 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
- 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
- 7 企業運営上必要な資金の借入れ等

別表

一 営業停止期間中は行えない行為

- 1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約に基づく本契約の締結を含む。）
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く）
- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
- 4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあつては、当該地域内における前各号の行為
- 5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあつては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
- 6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあつては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為

二 営業停止期間中でも行える行為

- 1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
- 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
- 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
- 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
- 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
- 7 企業運営上必要な資金の借入れ等

和歌山県経営事項審査について

1. 経営事項審査の主な改正事項(令和3年4月改正)
2. 業種別技術職員コードについて
3. 認可(建設業法第14条の2等)を受ける場合の承継申請の手続き
4. 注意事項・お願い

1. 経営事項審査の主な改正事項 (令和3年4月1日改正)

- ① 技術職員数(Z1)に係る改正
- ② 労働福祉の状況(W1)に係る改正
- ③ 建設業の経理の状況(W5)に係る改正
- ④ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に係る審査項目(W10)の新設

① 技術職員数(Z₁)に係る改正

- 改正建設業法において新設された**監理技術者補佐は、主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者**(※)
- 経審上は、主任技術者相当の者より上位であり、監理技術者相当の者より下位である、**4点として評価**

評点	技術職員区分		資格
6点	1級監理受講者	技術者を対象とする国家資格の1級又は技術士法に基づく資格を有し、かつ監理技術者資格者証の交付を受けている者	<ul style="list-style-type: none"> ・1級建設機械施工技士(建設業法) ・1級土木施工管理技士(建設業法) ・1級建築士(建築士法) ・建設・総合技術管理技術士(技術士法) 等
5点	1級技術者	技術者を対象とする国家資格の1級を有する者(上記を除く) 技術士法に基づく資格を有する者(上記を除く)	
4点	監理技術者補佐	監理技術者を補佐する資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・1級建設機械施工技士補(建設業法) ・1級土木施工管理技士補(建設業法) 等
3点	基幹技能者等	登録基幹技能者講習の修了者 能力評価基準によりレベル4と判定された者	<ul style="list-style-type: none"> ・登録電気工事基幹技能者 等
2点	2級技術者	能力評価基準によりレベル3と判定された者 技術者を対象とする国家資格の2級を有する者 技能者を対象とする国家資格の1級を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・2級建設機械施工技士(第1種～第6種)(建設業法) ・2級土木施工管理技士(建設業法) ・2級建築士、木造建築士(建築士法) ・第1種電気工事士(電気工事士法) ・1級左官技能士(職業能力開発促進法) ・登録基礎ぐい工事試験の合格者(建設業法) 等
1点	その他技術者	技能者を対象とする国家資格の2級+実務経験を有する者 実務経験による主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種電気工事士(電気工事士法)+実務3年 ・電気主任技術者(電気事業法)+実務5年 ・給水措置工事主任技術者(水道法)+実務1年 ・2級左官技能士(職業能力開発促進法)+実務3年 ・指定学科卒業後、3年または5年の実務経験を積んだ主任技術者(建設業法第7条) ・実務経験10年の主任技術者(建設業法第7条) 等

※ この他、監理技術者となる資格を有する者も監理技術者補佐となることができる

令和3年4月1日以降の経営事項審査では、監理技術者の職務を補佐する者(=以下のいずれかの者)についても、加対象となりました。

(有資格区分コード欄:005、点数:4点として評価)

- ・ 建設工事の種類に応じた1級技士補(※1)であって、主任技術者要件(※2)を満たす者
- ・ 建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者

1級技士補の資格を有するだけでは「監理技術者の職務を補佐する者」とはならず、主任技術者要件も満たす必要がありますので、ご注意ください。

1級技士補とは(※1)

令和3年度からの新たな技術検定制度において、1級の第1次検定に合格した者に与えられる称号です。

主任技術者要件(※2)

<p>○一級国家資格者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級施工管理技士 ・一級建築士 ・技術士 	<p>○二級国家資格者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二級施工管理技士 ・二級建築士等 	<p>○実務経験者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大卒(指定学科)後 3年以上の実務経験 ・高卒(指定学科)後 5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験 等
---	--	---

② 労働福祉の状況に係る改正

従来

法定労災の上乗として、任意の補償制度に加入している場合に加点

○ 評価対象となる補償制度の提供者

- 全日本火災共済協同組合連合会 (中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者)
 - 公益財団法人建設業福祉共済団
 - 一般社団法人全国建設業労災互助会
 - 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
- (平成17年改正保険業法附則第2条第1項に基づき共済事業を営む者)
- 保険会社 (保険業法第3条の規定に基づく免許を受けて保険業を営む者)

○ 評価対象となる補償制度の要件

- 労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって、下の①・②の要件を満たすもの
- ① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。
 - ② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

- 保険業法に基づいて設立された組織については、保険商品が上記の要件に適合しているかを確認して加点
- 保険会社以外の組織については、上記の4団体の補償制度であって、要件を満たしている契約を加点
= 補償制度自体は要件を満たしていても、その商品の提供者が保険会社でない場合は、告示に列記されている4団体以外は加点せず



改正後

中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても同様に加点

③ 建設業の経理の状況(W5)に係る改正

企業会計基準が頻繁に変化する中で、継続的な研修の受講等によって最新の会計情報等に関する知識を習得することが重要になってきていることを踏まえ、公認会計士等数の算出にあたって算入できる者を以下の通り改正

$$\text{公認会計士等数} = (\text{イの人数} \times 1.0) + (\text{ロの人数} \times 0.4)$$

	従来	改正後
イ	・公認会計士となる資格を有する者 (公認会計士となるための登録を受けていることを要しない)	・公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による 研修を受講した者 (公認会計士として登録されていることが前提)
	・税理士となる資格を有する者 (税理士となるための登録を受けていることを要しない)	・税理士であって、所属税理士会が認定する 研修を受講した者 (税理士として登録されていることが前提)
	・1級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価)	・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者 ・1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者
ロ	・2級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価)	・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者 ・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者

- H28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となる。
- 経理処理の適正を確認できる者の要件についても、改正後のイに掲げた者となる。

④-1 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況(W₁₀)に係る改正

- 改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされているところ、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を評価することとした。
- 技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値により評価する。
- 技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の割合により評価する。
- 評点については、以下の算式により算出される数値をもって審査する。

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

④-2 W10における技術者に関する評価の詳細

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$$

○技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計とする。

○CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得したCPD単位の合計数とする。

○各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。

各技術者のCPD単位

$$\left[\begin{array}{l} \text{審査対象年にCPD認定団体によって} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{告示別表第18の左欄に掲げる} \\ \text{CPD認定団体毎に右欄に掲げる数値} \end{array} \right] \times 30$$

上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

また、各技術者のCPD単位の上限は30とする。

○CPD単位取得数
技術者数
の数値が、3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

④-3 W10における技能者に関する評価の詳細

$$\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$$

○技能者数は、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者(監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者)は除く)の数とする。

○技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の数とする。
なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査する。

○控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。

○ $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$ の数値を百分率で表した数値が、1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、技能者数－控除対象者数＝0 の場合、 $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$ の数値は、0とする。

④-4 W10の評点

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

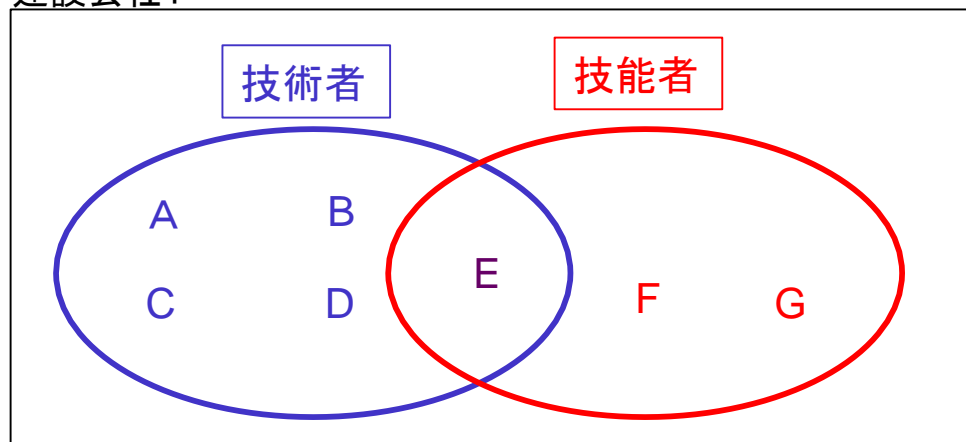
W10の評点は、上記の算式によって算出される数値を、左の表にあてはめて審査する。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	評点
10	10
9以上 10未満	9
8以上 9未満	8
7以上 8未満	7
6以上 7未満	6
5以上 6未満	5
4以上 5未満	4
3以上 4未満	3
2以上 3未満	2
1以上 2未満	1
1未満	0

④-5 W₁₀評点の計算例

(想定)

建設会社Y

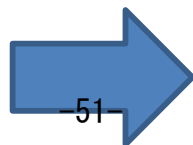


- 建設会社Yは、技術者と技能者あわせて、A～Gの7名の職員を雇用。
- A～Dの4名は建設工事の施工の管理のみに従事。
- F及びGの2名は建設工事の施工に従事するが、施工の管理には従事しない。
- Eは基本的には技能者として建設工事の施工に従事するが、主任技術者となる資格も有する。
(=この場合Eは、技術者としても、技能者としても評価の対象となる。)

(技術者に係る評価関係)

氏名	認定されたCPD単位	CPD認定団体	別表18の右欄	計算式	各人のCPD単位	CPD単位取得数
A	20	(公社)空気調和・衛生工学会	50	$20 \div 50 \times 30 = 12$	12	115
B	10	(一財)建設業振興基金	12	$10 \div 12 \times 30 = 25$	25	
C	50	(一社)建設コンサルタント協会	50	$50 \div 50 \times 30 = 30$	30	
D	31	(一社)交通工学研究会	50	$31 \div 50 \times 30 = 18.6$	18	
E	80	(公社)地盤工学会	50	$80 \div 50 \times 30 = 48$	30	

$$\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} = \frac{115}{5} = 23$$



21以上24未満のため、「7」となる

④-5 W10の評点計算の例

(技能者に係る評価関係)

氏名	レベル向上の有無	3年前のレベル	技能レベル向上者数	控除対象者数
E	無	レベル2	1	1
F	無	レベル4		
G	有	レベル1		

$$\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} = \frac{1}{3 - 1} = 50\%$$



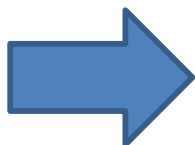
15%以上のため、「10」となる

(W10の評点)

- 技術者に係る評価、技能者に係る評価、技術者数、技能者数を算式にあてはめると、

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

$$= \left(\frac{5}{5 + 3} \times 7 \right) + \left(\frac{3}{5 + 3} \times 10 \right) = 8.125$$



8以上、9未満であるため、W10の評点は「8」となる

2. 業種別技術職員コードについて (附則第4条経過措置の終了)

- ① 令和3年6月30日をもって解体業に係る経過措置終了
- ② 審査基準日が令和3年7月1日以降の経営事項審査では、
アルファベットを含むコード(※)使用不可
※ 手引き18頁「コード表」中黄色で塗られているもの
→(例:従来11C→解体業以外の業種では113と記入。
解体業に当該コードを使用することはできない。)

3. 認可における承継申請の手続き (被承継人の完工高等の引継)

認可申請(本申請)の際に承継申請が必要

① 和歌山県の入札参加資格あり

→和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準第11条に基づく承継申請が必要(技術調査課ホームページに様式等掲載)

②和歌山県の入札参加資格なし

→承継等申請が別途必要(建設部において様式配布)

※平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱いについて」I 1(1)子等の該当性判断のため

4. 注意事項・お願い

○ 申請は余裕を持って準備

- ・各種証明書等の更新・入手はお早めに
- ・定期申請の申し込み時期は県のホームページに掲載

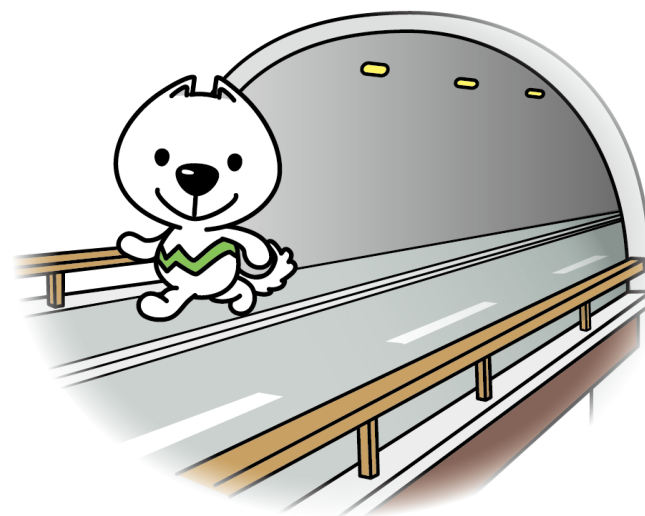
(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/keisinn_top_d/fil/R03_keishin_nittei.pdf)

- ・工事経歴の証明書類は契約書が基本(法律上作成義務あり)

令和3年度 建設業法等研修会

令和4・5年度入札参加資格審査申請について
(県内建設業者)

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課



目次

- 1 **【重要】令和2・3年度からの主な改正点**
- 2 **和歌山県の入札参加資格(県内建設)審査について**

1 【重要】令和2・3年度からの主な改正点

(1) 「独占禁止法遵守体制整備」を格付けの例外措置の要件に追加

注意

土・建・電・管において、総合点数がAランクの基準点数に達していても、「独占禁止法遵守体制整備」に加点がない場合にはAランクになれないものとします。（「暴力団排除への取組」と同じ扱い。）

現在、Aランクで「独占禁止法遵守体制整備」に加点がない方は特にご注意ください。

「独占禁止法遵守体制整備」の加点要件

次の全ての要件を満たすと加点

- ① 独占禁止法遵守マニュアルを作成していること(県ホームページに作成例を掲載)
作成例のURL: <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/nyusanjouhou/index.html>
- ② 審査基準日から遡って2年以内に誰かが独占禁止法に関する研修を受講していること(県主催の講習でなくても良い)又は審査基準日から遡って2年以内に社内研修を実施していること
- ③ 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること(①のマニュアルに記載があるかで確認)
- ④ 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること(①のマニュアルに記載があるかで確認)

※ 加点の要件は令和2・3年度から変更なし

点数がAランクの基準を満たしていて加点の要件達成が定期受付に間に合わなかった場合は？

- ◎ 加点の要件を満たして「格付けの例外措置事由の解消の報告書」を提出すれば、県の処理が完了するとAランクに再格付け。
- ◎ 加点の要件を満たして「再算定申請書」を提出すれば、30点の加点は定期再算定(6月1日、12月1日)のときに行われる。

(2) CCUSレベル3、4技能者を「技術者数」の加点对象に追加

次の2つで確認

- ① 能力評価実施団体が発行する「能力評価(レベル判定)結果通知書」
- ② 対象者の常勤を確認する書類(詳細は「入札参加資格申請の手引」を参照)

※ 1人に付き5点(2級土木施工管理技士や登録基幹技能者と同様)

申請業種	入札参加可能ランク	決定格付け	総合点数による格付け	総合点数(a+b)	経営事項審査における総合評定値(a)	地方基準点数合計(b)	項目別点数																						
							独禁法遵守体制整備	暴力団等排除取組	災害時等対応重機所有	災害時等対応仮設資材所有	大規模災害時応急対策業務取組	災害時等緊急対応貢献	ISO9000認証	ISO14000認証	エコアクション21認証	産業廃棄物処理体制	労働安全衛生法資格者数	労働災害防止への取組	常時雇用者確保	障害者雇用	新規卒業者雇用	次世代育成支援への取組	工事成績	高得点工事成績	和歌山県優良工事表彰	技術者数	優秀施工者大臣顕彰	合併等特別加算	技術力向上への取組
土木	B	B	B	959	780	179	30				10					14		28				62				35			
とび	W	W	W	821	714	107	30									14		28								35			
解体	W	W	W	736	629	107	30									14		28								35			

(3) CCUS登録技能者を「労働安全衛生法資格者」の加点対象に追加

次の2つで確認(労働安全衛生法資格者と同様の扱い)

- ① 技能者IDカードの写し
- ② 対象者の常勤を確認する書類(詳細は「入札参加資格申請の手引」を参照)

※ 労働安全衛生法資格者も令和2・3年度と同様に加点対象です。

申請業種	入札参加可能ランク	決定格付け	総合点数による格付け	総合点数(a+b)	経営事項審査における総合評定値(a)	地方基準点数合計(b)	項目別点数																						
							独禁法遵守体制整備	暴力団等排除取組	災害時等対応重機所有	災害時等対応仮設資材所有	大規模災害時応急対策業務取組	災害時等緊急対応貢献	ISO9000認証	ISO14000認証	エコアクション21認証	産業廃棄物処理体制	労働安全衛生法資格者数	労働災害防止への取組	常時雇用者確保	障害者雇用	新規卒業者雇用	次世代育成支援への取組	工事成績	高得点工事成績	和歌山県優良工事成績	技術者数	優秀施工者大臣顕彰	合併等特別加算	技術力向上への取組
土木	B	B	B	959	780	179	30				10						14		28				62				35		
とび	W	W	W	821	714	107	30										14		28							35			
解体	W	W	W	736	629	107	30										14		28							35			

(4) その他の注意点

(ア) 「とび・土工・コンクリート工事」と「解体工事」の平均完成工事高の経過措置を継続
令和2・3年度と同じく、「とび・土工・コンクリート工事」と「解体工事」の経営事項審査に
おける平均完成工事高が2,500千円を超えていて他の欠格事由に該当しなければ申請可
能とします。

【例①】「とび・土工・コンクリート工事」の平均完成工事高2,000千円、「解体工事」の平均
完成工事高2,000千円 ⇒ ○

【例②】「とび・土工・コンクリート工事」の平均完成工事高0千円、「解体工事」の平均完成
工事高3,000千円 ⇒ ○

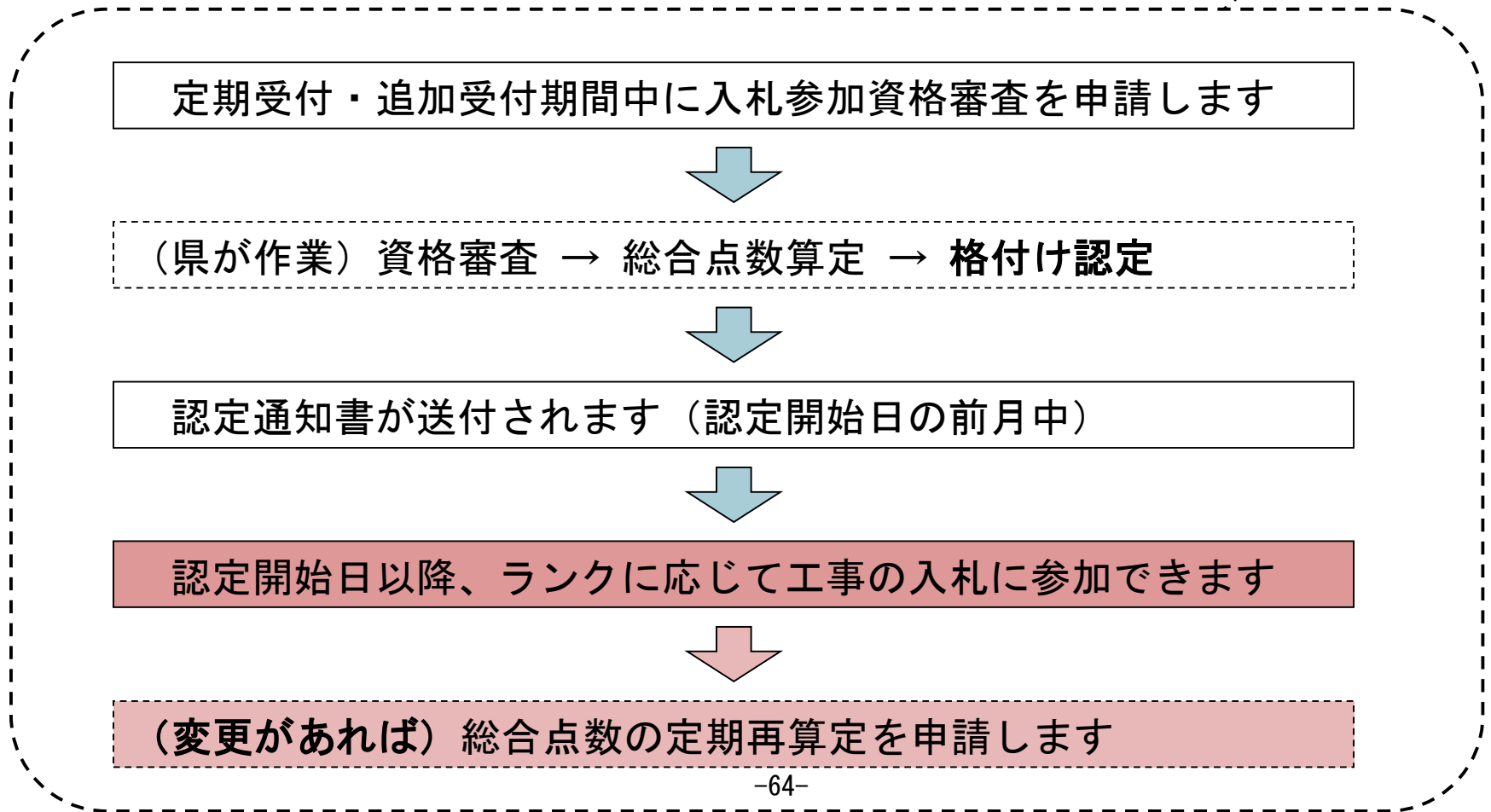
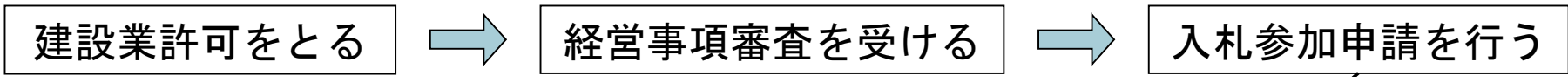
【例③】「とび・土工・コンクリート工事」の平均完成工事高3,000千円、「解体工事」の平均
完成工事高0千円 ⇒ ○

(イ) 令和4・5年度の追加受付は6回を予定

令和2・3年度で追加受付の回数を6回に増やしました。令和4・5年度でも同様に追加
受付を6回実施する予定です。

2 和歌山県の入札参加資格(県内建設)審査について

◎ 和歌山県の建設工事の入札に参加するには…



注意事項

○ 入札参加に申請できない方

- 1 建設業許可を受けていない者
- 2 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地方自治法施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- 4 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実~~に該当した後~~、2年を経過しない者
- 5 和歌山県税、消費税及び地方消費税に未納がある者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第41条第1項に基づく更生手続の開始が決定された者及び民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第33条第1項に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。
- 6 申請者その他の関係者が暴力団関係者等又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と認められる者

- 7 審査対象となる経営事項審査に係る建設業法第27条の29に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が、「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」若しくは「解体」のいずれかである場合には、当該許可業種ごとの平均完成工事高が250万円以下である者、又は総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」若しくは「清掃施設」のいずれかである場合には、当該許可業種の種類ごとの平均完成工事高が0円である者。ただし、総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「とび・土工・コンクリート」又は「解体」である場合には、「とび・土工・コンクリート」の平均完成工事高と「解体」の平均完成工事高の合計が250万円以下である者。

- 8 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 9 経営状況が著しく不健全であると認められる者

（以下省略）

令和4・5年度 建設工事に係る入札参加資格審査について(県内建設業者)

◎ 定期受付・追加受付

令和4・5年度（令和4年6月1日～令和6年5月31日）の県内建設業者の建設工事に適用する入札参加資格審査の受付を下記の日程で実施しています。

各受付	受付期間（2週間程度）	認定期間 （いずれも令和6年5月31日まで）
定期受付	令和4年1月上旬 ～ 令和4年2月上旬	令和4年6月1日 ～ 令和6年5月31日
第1回追加受付	令和4年6月中旬 ～ 令和4年6月下旬	令和4年9月1日 ～ 令和6年5月31日
第2回追加受付	令和4年9月中旬 ～ 令和4年9月下旬	令和4年12月1日 ～ 令和6年5月31日
第3回追加受付	令和4年12月上旬 ～ 令和4年12月下旬	令和5年3月1日 ～ 令和6年5月31日
第4回追加受付	令和5年3月上旬 ～ 令和5年3月下旬	令和5年6月1日 ～ 令和6年5月31日
第5回追加受付	令和5年6月上旬 ～ 令和5年6月下旬	令和5年9月1日 ～ 令和6年5月31日
第6回追加受付	令和5年9月上旬 ～ 令和5年9月下旬	令和5年12月1日 ～ 令和6年5月31日

受付窓口：各振興局建設部、海南工事事務所

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、当面は郵送による提出も可能です。
（詳細については技術調査課HPを必ずご確認ください。）

令和4・5年度 建設工事に係る入札参加資格審査について(県内建設業者)

◎ 定期再算定

定期・追加受付により入札参加資格を有している者を対象に、総合点数の再算定も下記の日程で実施しています。ランクが変動した場合にはランクの再格付けも併せて行います。

各受付	受付期間	認定期間 (いずれも令和6年5月31日まで)
第1回定期再算定	令和4年6月1日 ~ 令和4年10月31日	令和4年12月1日 ~ 令和6年5月31日
第2回定期再算定	令和4年11月1日 ~ 令和5年4月30日	令和5年6月1日 ~ 令和6年5月31日
第3回定期再算定	令和5年5月1日 ~ 令和5年10月31日	令和5年12月1日 ~ 令和6年5月31日

※変更の事実の発生から30日以内（又は再算定申請締切日まで）に必ず申請を行ってください。
減点の再算定の申請怠りの結果、**事実に基づかない加点を受けた状態に陥ってしまった場合、申請の怠りによるランクダウン（90日間）**の対象となります。

減点の再算定申請 …

- たとえば
- ・重機を手放した
 - ・障害者や新規学卒者が離職した

など、点数表の再算定（減点）が”○”となっている項目が対象です。

申請の流れ

令和4・5入参(県内建設)地方基準点数項目早見表

項目	点数	業種	再算定(加点)	再算定(減点)
1 独占禁止法の遵守体制の整備	30点	全業種	○	○
2 暴力団排除への取組	30点	全業種	○	×
3 災害時対応重機の所有	上限60点	土木のみ	○	○
4 災害時対応仮設資材の所有	鋼矢板8t:10点 H型鋼3t:10点	土木のみ	○	○
5 大規模災害時の応急対策業務の取組				
県との協定	40点	加入団体で決まる業種	○	○
市町村との協定	10点	土木・建築	○	○
6 災害時等緊急対応への貢献	20点×件数(上限60点)	土木のみ	○	×
7 ISO9000シリーズの認証取得	20点	全業種	○	○
8 ISO14000シリーズの認証取得	20点 ※エコアクションと重複しない	全業種	○	○
9 エコアクション21の認証取得	10点 ※ISO14000と重複しない。	全業種	○	○
10 廃棄物の処理体制	10or20点	全業種	○	○
11 労働安全衛生法関係資格者数	2点×人数(上限20点)	全業種	×	×
12 労働災害防止への取組	10点	全業種	○	○
13 常時雇用者人数	2点×人数(上限60点)	全業種	×	×
常時雇用者人数(若年者、女性職員、就職困難な者)	5点×人数(上限20点)	全業種	○	○
14 障害者雇用	20点	全業種	○	○
15 建設業関連学科新規卒業者雇用	5点×人数(上限20点)	卒業学科で決まる業種	○	○
16 次世代育成支援等への取組	5点or10点	全業種	○	○
17 工事成績	県工事成績の平均点により ▲60~140	業種別に計算	×	×
18 高得点工事成績	30点×件数(上限60点)	発注業種	○	自動減点
19 和歌山県優良工事表彰	30点	発注業種	○	自動減点
20 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)	20点	全業種	○	○
21 技術者数	(1級10点、2級・登録基幹技能者5点、その他3点)×人数	業種別に計算	×	×
22 技術力向上への取り組み(CPD)	2点×人数(上限10点)	全業種	×	×

黄色に塗られた項目(×の項目)および経営事項審査のP点は、原則再算定による見直しをしません。

→認定期間中は原則、点数が変わらず、再算定の必要がありません。

※13. 常時雇用者人数 は、雇用者の全体人数の増減は再算定不要ですが、内「若年者や女性職員等(上限4名)」は加点や減点の再算定の対象です。

13. 常時雇用者の若年者(35歳未満)は、認定後に加点対象者が35歳の誕生日を迎えても減点の再算定は提出不要です。

18. 高得点工事成績
19. 和歌山県優良工事表彰 は、申請後は削除の処理・計算を県で行うので減点の再算定は提出不要です。

→加点期間経過後に自動減点されます。

令和4・5年度 建設工事に係る入札参加資格審査について(県内建設業者)

格付けランク一覧表 ※前回から基準変更無し

	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	その他の業種
Aランク	1,000点以上	700点以上	660点以上	690点以上	点数に関わらず Wランクのみ
Bランク	880点～999点	600点～699点	520点～659点	580点～689点	
Cランク	750点～879点	599点以下	519点以下	579点以下	
Dランク	749点以下	(なし)	(なし)	(なし)	

◎ 格付けランクの随時変動

○ 格付けの例外措置

- ・「暴力団排除への取組」無し・全業種でAランクとならずBランクに格付けされます。
- ・技術者が1名となった業種・該当の業種が最下位ランクに格付けされます。

○ ランクダウン ・・ランクが1段階下がります。

○ 格付けの一時取り消し ・・一時的にランクが取り消され、入札に参加できません。

○ 資格認定の取り消し ・・再び資格が認定されるまで入札に参加できません。

◎ 格付けランクの随時変動

○ ランクダウン

次の場合にはランクが1ランク下として格付けされます。

(最下位ランク又はWランクのみの業種がランクダウンすると、解消するまで入札に参加できません。)

・ 90日間のランクダウン

- 1 県発注の工事について工事成績評定点が55点未満の場合
- 2 施行体制Gメンで指導書の交付を受け、1年以内に2回目の指導書の交付を受けた場合
- 3 施工体制Gメンから改善勧告書の交付を受けた場合
- 4 市町村等発注工事（2,500万円以上に限る）について、工事实績情報システム(CORINS)への登録義務に関わらず登録を行わなかった場合 ※継続的な場合に限る
- 5 地方基準再算定の減点のための再算定を、申請締切日の属する再算定受付期間終了日までに申請を怠った場合（本来加点されないはずの点数が加点されてしまうため）
- 6 県が発注した建設工事において、産業廃棄物管理票の適正な処理を行わなかった場合

・ 未納状況が解消するまでランクダウン

- 7 労働保険料の**未納**がある場合
- 8 社会保険料の**未納**がある場合

◎ 格付けランクの随時変動

○ 格付けランクの一時取り消し

次の場合には、格付けランクが一時取り消され、その状況が解消されるまで入札に参加できません。

- ・ 経営事項審査で外注費が95%以上でかつ技術者が1人の場合
- ・ 建設業許可を受けた営業所に営業実態が無い等の場合

○ 資格認定の取り消し

会社更生法及び民事再生法を除く申請できない理由に該当したとき。
(会社更生法及び民事再生法の場合には手続開始決定を受け、新たな状態で総合点数の付与及び格付けを受けるまで入札に参加できなくなります。)

資格認定を取り消されると、再び資格認定されるまで入札に参加できません。
特に、暴力団関係者が経営者等になった場合や申請書類等に虚偽を記載した場合は、5年間は入参加資格審査を受けることすらできなくなります。

◎ 技術者の常勤確認について

技術者について常勤と認める賃金、勤務日数、勤務内容の基準は次のとおりです。

○ 審査基準日時点に技術者と認められる基準

- ・ 給与が8万円以上であること
- ・ 1ヶ月のうち概ね15日以上、営業所又は工事現場において建設業に関係する業務に従事していること。
 - ※ 個人事業主の専従者は8万円未満でも可。(確定申告書や税務署への開業届の専従者欄による確認)
 - ※ 労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。
 - ※ 経審で求めている「審査基準日の”6ヶ月前”」からの雇用である必要はありません。

申請時に提出していただく常勤確認書類は、定期受付時から変更はありません。

なお、手引きの(c)を確認書類とした技術者について、常勤確認の一環として、事前連絡のうえ営業所を訪問して当該技術者にヒアリングを行い、上記基準を満たしていることを確認する場合があります。

(参考) 常勤確認書類 ※R2・3年度手引きから抜粋

- (a) 社会保険に加入している場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
(提出後に加入された方については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書)の写し
- (b) 社会保険に加入していないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(事業主通知用)と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方の写し
- (c) 雇用保険に加入できない場合は、源泉徴収簿又は賃金台帳等の写し及び健康保険被保険者証の写し

※直近の経営事項審査における「技術職員名簿(別紙二)」にも記載されている方については、上記(a)～(c)の書面の写しは省略できます。



※R2.10.1以降、健康保険証(写)提出は「記号・番号・保険者番号」に**マスキング(黒塗り)**が必要です!!
(詳細は入参の手引きまたは厚生労働省HPでご確認ください)

◎ 納税証明書の様式について

(受付回ごとに証明日が異なるため、R2・3年度手引き内の別表でご確認ください。)

○ 県税の納税証明書 (原本)

- ・ 別記第1号の12の2・・・
個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに
未納がない証明

○ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (原本)

- ・ その3・・・ 税目指定で「**地方税及び地方消費税**」
を指定してください。
- ・ その3の2・・・ 個人事業主用。税目指定不要。
- ・ その3の3・・・ 法人用。税目指定不要。

(見本) 納税証明書 その3の2

納税証明書

(その3の2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額のない証明用)

1 申告所得税について未納の税額はありません。
2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以下余白

上記のとおり、相違ないことを証明します。
平成21年 2月26日

行橋税務署長
財務事務官 末廣 成文

713257194

◎ 暴力団関係者等の排除規定の運用の厳格化について（H23年度から）

「和歌山県暴力団排除条例」が施行され、県の公共工事の入札から暴力団関係者等を排除する措置を講じることが義務づけられました。

入札参加制度においては、今までも暴力団関係者等の排除に取り組んできたところですが、今後も以下の取扱を継続するとともに、より一層の取組を進めていきます。

- ・ 入札参加に際して事業主、役員、株主及び建設業法施行令第3条に規定する使用人等に暴力団関係者等がないこと及び入札参加している間は暴力団関係者等を事業主、役員、株主及び建設業法施行令第3条に規定する使用人等にしないことを誓約していただきます。
- ・ 上記の誓約をきちんと守っていただいているか、県警と協力してチェックします。

◎ 不当要求防止対応への取組について（H26年度から）

県との契約時に不当要求の拒否及び県への報告義務等について誓約書をご提出いただいているところですが、入札参加資格審査の受付時にも誓約書をいただくこととしております。

◎ 労働保険料・社会保険料の未納チェック期間について

労働保険料及び社会保険料に納付状況について、引き続き過去の全期間がチェック対象となります。

- ・ 審査基準日から無期限に遡って未納をチェックした結果、過去に未納が発生して現在まで解消されていないことが判明した場合にはランクダウンの措置をとります。
- ・ 申請後も随時保険関係部局に未納の有無を調査する場合があります。

◎ 技術者の登録・変更について（R2.4月から）

入札参加資格審査申請（または経営事項審査受審）のために実務経験、国監者の技術者登録をする場合、入参申請書の様式第5号を受付窓口に2部（1部控え）提出してください。

【許可】様式第11号の2
国家資格者等・監理技術者一覧表 ※R2廃止

【入参】様式第5号 変更用・技術職員登録書
※実務経験、国家資格者・監理技術者の登録、変更に用います。

【様式 第5号】(県内建設業者用)
[変更用・技術職員登録書(この用紙は、1名の変更につき1枚使用します。)]

和歌山県知事 様 主たる営業所の所在地 和歌山市小松原1-1

以下のとおり、技術職員に変更がありましたので、届け出をします。 商号又は名称 (株)和歌山

1 届出年月日 令和 01年 07月 10日 代表者役職氏名 代表取締役 和歌山 太郎

2 変更があった日 令和 01年 07月 01日 申請事務担当者名・TEL 和歌山 次郎 TEL 073-441-3064

3 許可番号 30 第01199999号 申請手続代理人名・TEL 印 TEL

4 変更内容 1 技術者の追加 2 技術者の削除 3 有資格区分の変更 4 監理技術者資格 (実務経験の追加含む) 業種の変更 5 監理技術者資格証の 交付番号の届出 6 監理技術者資格証の 交付番号の変更

(変更後)

氏 名 生 年 月 日 有 資 格 区 分 コー ド 実 務 経 験 コー ド 監 理 技 術 者 証 交 付 番 号

奈良 秀之 9990429 002 01

監 理 技 術 者 資 格 業 種

土曜大卒と右監電管が属経験し後分監防内機給通操昇具水消消解

(変更前)

氏 名 生 年 月 日 有 資 格 区 分 コー ド 実 務 経 験 コー ド 監 理 技 術 者 証 交 付 番 号

監 理 技 術 者 資 格 業 種

土曜大卒と右監電管が属経験し後分監防内機給通操昇具水消消解

入参申請までに申請する技術者を様式第5号単独の提出により登録してください。
申請後も変更があればすみやかに提出してください。
また経審受審においては、技術者登録されていれば従来どおり受審時の資格者証等提示を省略します。

◎ 建設業許可の承継について（R2. 10月から）

法第17条の2, 3による建設業許可の事業承継の認可（以下「認可」）を受けた場合の入札参加資格の承継手続きは以下のとおりです。

承継手続き（死亡等による相続）

※和歌山県知事へ認可申請する場合（予定）

被承継人の死亡

（承継人）

- ・ 許可の承継の認可申請
- ・ 入札参加資格の承継申請

被承継人に認定されていた入札参加資格が承継人に承継されます

承継後…
経営事項審査

入札参加資格の承継による再算定申請

承継人の総合点数による入札参加資格が認定されます

承継人、被承継人が入札不可

承継人が入札可能
（被承継人点数）

承継人が入札可能
（承継人点数）

承継手続き（法人成り、事業譲渡）

※和歌山県知事へ認可申請する場合（予定）

（承継人）

- ・ 許可の承継の認可申請
- ・ 入札参加資格の承継申請

事業譲渡等

被承継人に認定されていた入札参加資格が承継人に承継されます

承継後…
経営事項審査

入札参加資格の承継による再算定申請

承継人の総合点数による入札参加資格が認定されます

被承継人自身が入札可能

承継人が入札可能
（被承継人点数）

承継人が入札可能
（承継人点数）

◎ 建設業許可の承継について（R2. 10月から）

法第17条の2, 3による建設業許可の事業承継の認可（以下「認可」）を受けた場合の入札参加資格の承継手続きは以下のとおりです。

（参考）

認可を受けない場合の手続き

※従来から手続きに変更ありません

承継事由の発生

（被承継人）

・ 許可の廃業届

（承継人）

・ 許可の新規申請
・ 入札参加資格の承継申請

経営事項審査の受審

入札参加資格の
承継による
再算定申請

承継人の総合点数に
よる入札参加資格が
認定されます

承継人、被承継人が入札不可

承継人が入札可能